

認知症と相続

令和7年5月作成

～遺言書と後見人～



日本の相続発生件数は年々増加傾向にあります。2000年の死亡者数は約96万人でしたが、2023年では約158万人、23年の間に約1.65倍に増えています。高齢化が進んでいる現状においては今後しばらく増加傾向が見込まれます。また、高齢化の問題点として、被相続人のみならず、相続人の高齢化という問題も生じます。高齢により必ずしも生じる問題ではありませんが、今回は**相続関係人に認知症（知的障害や精神障害も同様、以下「認知症等」という）の人がいる場合の相続の問題点について考えてみたい**と思います。

相続が生じた場合、亡くなった人が認知症のケースは大きな問題はありません。問題となるのは亡くなった人が遺言書の作成をしていた場合です。この場合、**認知症の症状が生じた後に作成した遺言書は原則として無効**となります。そのため、遺言書の内容に不満を持つ相続人がいた場合に、遺言書が作成された時点で、亡くなった人が認知症を発症していたのではないか、という争いが生じることがあります。また、**遺言書作成の時点では認知症の疑いはなかった場合でも、認知症を発症した後では遺言書を変更（破棄を含む）することができない**ため、遺言書作成から長期間経過しているような場合には遺言書の作成時と現在の状況が適合しないようなことが生じます。このような場合であっても内容の変更をすることができなくなってしまいます。

相続手続において大きな問題となるのは相続人が複数いる場合で、その**相続人のうちに認知症等の人がいる場合**です。相続人が複数いる場合、相続の手続きを確定するためには遺産分割協議を行う必要がありますが、**相続人が認知症等の場合は本人が遺産分割協議をすることができません**。このような場合、認知症等の相続人に代わって**遺産分割協議を行うために「後見人」の選任が不可欠**になります。後見人には①法定後見人と②任意後見人の二種類があります。**任意後見人は認知症等を発症する前に本人と後見人候補者が公正証書等により契約する**必要があります。後見契約が登記されている必要があります。具体的に後見契約が効力を生じるには家庭裁判所で後見監督人が選任されることが必要です。**法定後見人は関係者の申し立てにより家庭裁判所が職権で選任することになります**。いずれの制度の場合でも、**後見（監督）人への報酬の支払いが生じます**。被後見人の財産の額等によって異なりますが、2～3万円くらいからの負担が毎月続くことになります。

一度後見人が選任されると事後に後見人を無くすことはできません（事情がある場合に変更はできます）。また、後見人は被後見人の権利を守ることを目的としているため、遺産分割協議においても被後見人に不利となるような分割は家庭裁判所が認めません。具体的には**被後見人が法定相続分を下回る遺産しか相続できないような分割協議はできない**という事になります。こう聞くと当たり前のように聞こえるかもしれませんが、相続財産が不動産しかないような場合、2次相続が複雑になる等、想定外の負担が将来生じる恐れもあります。**特に遺産が認知症等以外の者が現に利用している不動産しかないような場合は大きな問題となることが想定されます**。推定相続人に認知症等の人がいる場合には**事前に遺言書の作成をする等の対策**しておくことも検討するとよいでしょう。

後見人を選任しないと分割協議ができないのか

